

会議開催の公表

附属機関等の名称	令和5年度 新沖縄県史編集委員会
日時	令和6年3月13日(水) 10:00~12:00
場所	沖縄県公文書館 講堂
議題	<p>1 報告及び計画</p> <p>(1) 令和4年度新沖縄県史編集委員会報告</p> <p>(2) 令和4年度刊行物及び令和元年度刊行物について</p> <p>(3) 令和5年度各専門部会・編集協力会議報告</p> <p>①刊行計画検討専門部会</p> <p>②各論編『言語』専門部会</p> <p>③各論編『芸能』専門部会</p> <p>④図説編『近現代』専門部会</p> <p>⑤ビジュアル版『沖縄戦』編集協力会議</p> <p>(4) 県史料有償頒布について</p> <p>(5) 近代沖縄史料デジタル化事業について</p> <p>(6) ベッテルハイム日誌日本語翻訳版刊行について</p> <p>(7) 史料調査について</p> <p>(8) 広報・教育普及活動について</p> <p>2 審議</p> <p>(1) 第3次刊行計画について</p> <p>(2) 第4次刊行計画について</p> <p>①第4次刊行計画策定の考え方およびスケジュールについて</p> <p>②ヒアリング報告</p> <p>③刊行物の内容および構成の検討</p> <p>④第4次刊行計画案の検討</p>
公開・非公開の別	公開
非公開の場合の理由	
傍聴要領	
所管課等	沖縄県教育庁文化財課
問い合わせ先	史料編集班 担当：本村 育恵 電話 098-888-3939
備考	

附属機関の概要

附属機関等の名称	令和5年度 新沖縄県史編集委員会
所管課等	教育庁文化財課
連絡先	098-866-2731
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・新沖縄県史の編集及び発行計画に関すること ・史料の調査及び収集の計画に関すること ・その他新沖縄県史の編集に関する重要事項
委員の職・氏名 ・所属職名等	赤嶺 政信（琉球大学名誉教授）
	狩俣 繁久（琉球大学名誉教授）
	近藤 健一郎（北海道大学大学院教育学研究院教授）
	久万田 晋（沖縄県立芸術大学芸術文化研究所所長）
	里井 洋一（沖縄県立博物館・美術館館長）
	高良 倉吉（琉球大学名誉教授）
	田名 真之（前沖縄県立博物館・美術館館長）
	豊見山和行（琉球大学名誉教授）
	鳥山 淳（琉球大学島嶼地域科学研究所教授）
	波照間永吉（名桜大学大学院教授）
	比嘉 悦子（沖縄県文化財保護審議会委員）
	前城 淳子（琉球大学准教授）
	前泊 博盛（沖縄国際大学教授）
	宮城 晴美（元那覇市歴史博物館主幹）
吉浜 忍（元沖縄国際大学教授）	

新沖縄県史編集委員会設置条例

平成 17 年 12 月 27 日

条例第 74 号

新沖縄県史編集委員会設置条例をここに公布する。

新沖縄県史編集委員会設置条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、新沖縄県史編集委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担任する事務)

第 2 条 委員会は、教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 新沖縄県史の編集方針及び発行計画に関すること。
- (2) 史料の調査及び収集の計画に関すること。
- (3) その他新沖縄県史の編集に関する重要事項

(組織)

第 3 条 委員会は、15 人以内の委員で組織する。

2 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選によりこれを定める。

3 会長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第 6 条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第 7 条 委員会に新沖縄県史の編集分野ごとに専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、5 人以内の専門部会委員で組織する。

3 専門部会委員は、委員並びに当該専門の事項に関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が委嘱する。

4 専門部会に部会長を置き、委員をもって充てる。

5 専門部会委員（委員のうちから委嘱された専門部会委員を除く。）の任期は、2 年とする。ただし、補欠の専門部会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、教育庁において処理する。

(補則)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。